

# 国分寺市緑のボランティア制度

## 「市民が主役」の緑づくり！

市では、国分寺市における緑づくりについて、

ボランティアを受け入れる活動団体を募集し、

ボランティア活動を希望する方に紹介します。

### 主旨

国分寺市内の雑木林・草地・水辺などにおいて、自然保全活動・自然体験活動・自然観察活動を行う団体を緑のボランティア受入団体として登録し、市が広報することで、緑に関するボランティア活動を希望する緑のボランティア活動希望者と受入団体とをつなげる制度です。

より多くの市民のみなさんが緑づくりに参加できるような仕組み作りと、市民主体による緑の保全と回復に関する体験活動を促進することを目的としています。

### 緑のボランティア活動とは

#### <緑地保全活動>

雑木林での下草狩り、落ち葉かき、清掃などの管理活動

#### <自然体験活動>

野外活動、子ども達との環境学習など

#### <自然観察活動>

植物、昆虫、野鳥などの観察活動など



## 【ボランティア活動を希望する方へ】

### 緑のボランティア活動希望者の参加までの流れ

#### 1. 直接受入団体に問い合わせる場合

市報・市ホームページ、窓口で登録情報を見て、ボランティア活動をしたいと、受入団体に問い合わせ、活動に参加します。

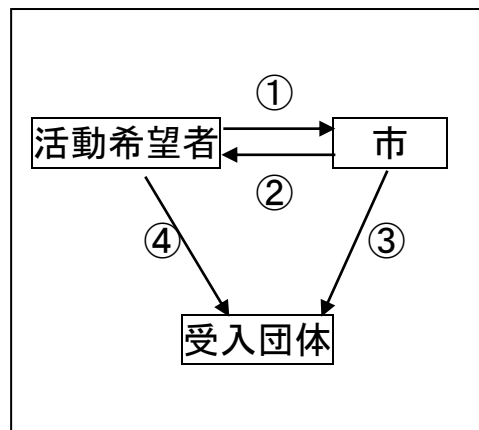
#### 2. 受入団体情報を市に問い合わせる場合

①市報・市ホームページの登録情報を見て、代表者の連絡先を知りたいと市に問い合わせます。

②市が受入団体の代表者の連絡先を伝えます。このとき市は活動希望者の情報は収集しません。

③市が受入団体の代表者に活動希望者がいることを伝えます。

④受入団体に問い合わせ、活動に参加します。



## 【ボランティア活動希望者を受け入れる活動団体へ】

### 登録できる団体

国分寺市内で緑地保全活動・自然体験活動・自然観察活動を行う団体で、緑のボランティア活動希望者を受け入れることの出来る団体。

### 登録情報の公開

受入団体が登録されると、市報・市ホームページ・窓口にて、団体名・代表者名・電子メール・電話・FAXの情報を公開します。（市報・市ホームページにおいては、団体名以外の情報を非公開にすることができます。）

### 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から登録の日が属する年度の翌々年度までです。なお、登録の更新を希望するときは、登録有効期間満了の年度の3月15日までに市に届け出てください。

### 登録の取り消し・変更等

1. 登録の取り消し又は、登録事項を変更する場合は、取消・変更届を市に提出してください。
2. 受入団体が、社会通念上、緑のボランティア活動としてふさわしくない行為を行った場合、又は、緑のボランティア活動中に重大な事故等を引き起こした場合は、登録を取り消すことがあります。

### 活動にあたって

1. 作業をするときは、作業責任者は腕章をしてください。（腕章は市が貸与します。）
2. 受入団体は、ボランティア保険などの傷害及び賠償責任の補償に掛かる保険に加入してください。
3. 活動に係る経費、団体・個人に対して発生する障害・損害・賠償責任等に関しては、受入団体の責任において処理をしてください。
4. 毎年度4月末までに、年間活動計画と前年度の活動実績報告書を提出してください。



問合わせ・登録申し込み  
国分寺市役所建設環境部緑と建築課公緑地係  
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1  
第2庁舎2階  
Tel: 042-325-0111 内線 354  
メール: midorikenchiku@city.kokubunji.tokyo.jp